

四日市市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月14日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第73号

四日市市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

四日市市クリーニング業法施行細則（平成20年四日市市規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（溶剤としてテトラクロロエチレンを使用するクリーニング所について講ずべき措置）</u></p> <p><u>第2条</u> （略）</p> <p><u>（指定洗濯物を取り扱うクリーニング所について講ずべき措置）</u></p> <p><u>第3条</u> 条例第2条第1項第10号イの規則で定める消毒効果を有する洗濯方法は、次の各号のいずれかに該当する洗濯方法とする。</p> <p>(1)及び(2) （略）</p> <p>(3) テトラクロロエチレンに5分間以</p>	<p><u>（クリーニング所について講ずべき措置）</u></p> <p><u>第2条</u> <u>皮革製品その他の乾燥しにくい材質の洗濯物に係る条例第2条第1項第8号の規定による確認は、ドライチェッカーその他の残留溶剤判定器具を用いて行うものとする。</u></p> <p><u>第3条</u> （略）</p> <p><u>第4条</u> 条例第2条第1項第10号イの規則で定める消毒効果を有する洗濯方法は、次の各号のいずれかに該当する洗濯方法とする。</p> <p>(1)及び(2) （略）</p> <p>(3) テトラクロロエチレンに5分間以</p>

<p>上浸して洗濯した後、テトラクロロエチレンを含んだまま摂氏<u>50度</u>以上で10分間以上乾燥させる洗濯方法</p> <p>2 (略)</p>	<p>上浸して洗濯した後、テトラクロロエチレンを含んだまま摂氏<u>5度</u>以上で10分間以上乾燥させる洗濯方法</p> <p>2 (略)</p>
<p>(開設の届出)</p> <p><u>第4条</u> 法第5条第1項の規定による開設の届出は、<u>クリーニング所開設届</u> (第1号様式) によるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(開設の届出)</p> <p><u>第5条</u> 法第5条第1項の規定による開設の届出は、<u>クリーニング所開設届出書</u> (第1号様式) によるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p><u>第5条</u> (略)</p>	<p><u>第6条</u> (略)</p>
<p><u>第6条</u> (略)</p>	<p><u>第7条</u> (略)</p>
<p><u>第7条</u> (略)</p>	<p><u>第8条</u> (略)</p>
<p>(確認済証の交付)</p> <p><u>第8条</u> 保健所長は、法第5条の2に規定する確認をしたときは、クリーニング所の営業者に対し、<u>確認済証</u> (第8号様式) を交付するものとする。</p>	<p>(確認済証の交付)</p> <p><u>第9条</u> 保健所長は、法第5条の2に規定する確認をしたときは、クリーニング所の営業者に対し、<u>確認証</u> (第8号様式) を交付するものとする。</p>
<p><u>第9条</u> (略)</p>	<p><u>第10条</u> (略)</p>

第1号様式から第8号様式までを次のように改める。

クリーニング所開設届

年 月 日

四日市市保健所長 様

届出者住所（法人にあつては所在地）

〒

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

本籍

生年月日

TEL

FAX

Email

下記のとおり開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定に基づき、届け出ます。

1. クリーニング所	名 称	
	所 在 地	〒
	開設予定年月日	
	そ の 他	TEL : FAX : Email :
2. 構 造 及 び 設 備 の 概 要		別表のとおり
3. 営 業 種 別		リネンサプライ／取次業／その他
4. 管理人 (置いた場合)	氏 名	
	本 籍	
	生 年 月 日	
	住 所	
5. クリーニング師 (ある場合)	氏 名	
	本 籍	
	生 年 月 日	
	住 所	
	登 録 番 号	都道府県第 号
6. 従 事 者 数		名
7. 法第3条第3項第5号に規定する洗たく物		取り扱う / 取り扱わない
8. 事 業 譲 渡	営業を譲り受けたことを証する旨	

添付書類

他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

- (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
- (3) 従事者数
- (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

※事業譲渡により当該事業を譲り受けた者は、届出書中2及び3並びに5から7までの事項のうち変更がないものの記載を省略することができる（ただし、3の事項については洗たく物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所として届け出ている場合に、7の事項については法第3条第3項第5号に規定する洗たく物を取り扱わないクリーニング所として届け出ている場合に限り省略することができる。）。

第2号様式（第5条関係）

無店舗取次店営業届

年 月 日

四日市市保健所長

届出者住所（法人にあっては所在地）

〒

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

本籍

生年月日

TEL

FAX

Email

下記のとおり営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定に基づき、届け出ます。

1. 無店舗取次店の名称		
2. 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号		
3. 車両の保管場所		
4. 営業区域		
5. 営業開始の予定年月日		
6. 業務用車両の 構造の概要	洗濯物（未）保管容器又は設備	
	洗濯物（既）保管容器又は設備	
7. クリーニング師 （ある場合）	氏 名	
	本 籍	
	生 年 月 日	
	住 所	
	登 録 番 号	都道府県第 号
8. 従事者数		名
9. 法第3条第3項第5号に規定する洗たく物		取り扱う / 取り扱わない
10. 事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨	

添付書類

1. 業務用車両の自動車検査証の写し及び写真
2. 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (3) 従事者数
 - (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

※事業譲渡により当該事業を譲り受けた者は、届出書中4及び6から9までの事項のうち変更がないものの記載を省略することができる（ただし、9の事項については法第3条第3項第5号に規定する洗たく物を取り扱わない無店舗取次店として届け出ている場合に限り省略することができる。）。

※事業譲渡により当該事業を譲り受けた者は、届出書中6の事項に変更がない場合に限っては添付書類1の添付を省略することができる。

ク リ ー ニ ン グ 営 業 変 更 届

年 月 日

四日市市保健所長

届出者住所（法人にあつては所在地）
〒

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

TEL

次のとおり変更したので、クリーニング業法第5条第3項の規定により届け出ます。

1 クリーニング所の名称及び所在地

クリーニング所の名称

クリーニング所の所在地

2 無店舗取次店の名称

3 届出事項変更内容

届 出 事 項	変 更 事 項

4 変更の年月日

添付書類

1. 施設の内容を変更した場合は、平面図（建物の総面積及び住居と各作業室の区画、排水の位置を示した図面）を添付のこと。
2. 業務用車両の場合は、自動車検査証及び写真を添付のこと。

第4号様式（第7条関係）

ク リ ー ニ ン グ 営 業 廃 止 届

年 月 日

四日市市保健所長

届出者住所（法人にあつては所在地）
〒

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

TEL

次のとおり クリーニング所
無店舗取次店 を廃止したので、クリーニング業法第5条第3項の規定
により届け出ます。

1 クリーニング所の名称及び所在地

クリーニング所の名称

クリーニング所の所在地

2 無店舗取次店の名称

3 廃止の理由

4 廃止の年月日

添付書類

確認済証

第5号様式（第8条関係）

クリーニング所等営業相続承継届出書

年 月 日

四日市市保健所長

届出者
住所 〒

氏名

生年月日
被相続人との続柄

TEL

クリーニング所
無店舗取次店 の営業者の地位を相続により承継しましたので、クリーニング業法
第5条の3第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 相続開始の年月日
- 3 クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- 4 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録
番号若しくは車両番号

添付書類

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定に
より交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継す
べき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第6号様式（第8条関係）

クリーニング所等営業合併承継届出書

年 月 日

四日市市保健所長

届出者
事務所所在地 〒

名称

代表者氏名

TEL

クリーニング所
無店舗取次店 の営業者の地位を合併により承継しましたので、クリーニング業法

第5条の3第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 2 合併の年月日
- 3 クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- 4 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

第7号様式（第8条関係）

クリーニング所等営業分割承継届出書

年 月 日

四日市市保健所長

届出者
事務所所在地 〒

名称
代表者氏名

TEL

クリーニング所
無店舗取次店 の営業者の地位を分割により承継しましたので、クリーニング業法第5条の3
第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 2 分割の年月日
- 3 クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- 4 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

添付書類

分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

第8号様式（第9条関係）

衛生第 号

確 認 済 証

クリーニング所の名称

クリーニング所の所在地

営業者住所

氏名

様

年 月 日付で届出のあった上記クリーニング所は、クリーニング
業法第5条の2の規定による確認をしたことを証します。

年 月 日

四日市市保健所長

印

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前の四日市市クリーニング業法施行細則の規定に基づいて作成した申請書の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

(健康福祉部衛生指導課)